

議案第74号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年12月4日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。